

## 委員会室等におけるインターネット利用について（案）

### 一 Wi-Fi環境について

文京区議会が設置するWi-Fi（以下「文京区議会専用Wi-Fi」という。）の範囲は、第1委員会室、第2委員会室、議会会議室、正副議長室、正副議長応接室とする。

### 二 利用者

文京区議会専用Wi-Fiを利用できる者は、文京区議会議員及び事務局職員とする。

### 三 パスワード

利用者は、文京区議会専用Wi-Fiを利用するためのパスワードを適切に管理しなければならない。

### 四 管理

文京区議会専用Wi-Fiの管理については、事務局が行う。

### 五 禁止事項

文京区議会専用Wi-Fi及び区議会議員が自己で所有するインターネット環境の利用（以下「インターネット利用」という。）に当たっては、次に掲げる事項を禁止するものとする。

なお、禁止事項に該当する行為を行ったときは、議長又は委員長から注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても禁止行為が改められない場合、議長又は委員長は、インターネット利用を停止させることができる。

- 1 会議中にSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、掲示板等に投稿し、または電子メール等通信、情報発信を行うこと。
- 2 議会、委員会活動以外の目的で利用すること。
- 3 その他議長又は委員長が不必要と認める事項

## 六 アクセス制限

文京区議会専用Wi-Fiを利用してインターネットにアクセスする場合、次に掲げるカテゴリーへのアクセスを制限する。

- (1) コミュニケーション
- (2) ゲーム
- (3) 売買
- (4) ギャンブル
- (5) アダルト
- (6) その他議会、委員会活動に関わらない事項

## 七 その他

文京区議会専用Wi-Fiの利用に起因するウイルス感染等による使用端末の不具合については、文京区議会及び事務局は、その責めを負わない。